

平成22年第7回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年12月8日(水曜日) 午前10時開議

- | | | | |
|--------|---------|--|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成23年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 那珂川町下水道条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 那珂川町簡易水道事業給水条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について | (町長提出) |

- 日程第 16 議案第 16 号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決について (町長提出)
- 日程第 17 議案第 17 号 町道路線の認定について (町長提出)
- 日程第 18 議案第 18 号 訴えの提起について (町長提出)
- 日程第 19 議案第 19 号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について (町長提出)
- 日程第 20 陳情第 3 号 県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する
陳情書 (総務企画常任委員長報告)
- 日程第 21 請願第 1 号 那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書
(総務企画常任委員長報告)
- 日程第 22 陳情第 5 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
(教育民生常任委員長報告)
- 日程第 23 陳情第 6 号 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) 参加断固阻止に関する陳
情書 (産業建設常任委員長報告)
- 日程第 24 陳情第 7 号 TPP 交渉参加断固反対に関する陳情
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第 25 発議第 1 号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について
(議員提出)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における那珂
川町長等の給与の減額に関する条例の制定について (町長提出)
- 日程第 3 議案第 3 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 4 号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 5 号 那珂川町下水道条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 6 号 那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 7 号 那珂川町簡易水道事業給水条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 8 号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 22 年度那珂川町一般会計補正予算の議決について

- (町長提出)
- 日程第10 議案第10号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第11 議案第11号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第12 議案第12号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第13 議案第13号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第14 議案第14号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第15 議案第15号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第16 議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決について (町長提出)
- 日程第17 議案第17号 町道路線の認定について (町長提出)
- 日程第18 議案第18号 訴えの提起について (町長提出)
- 日程第19 議案第19号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について (町長提出)
- 日程第20 陳情第3号 県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書 (総務企画常任委員長報告)
- 日程第21 請願第1号 那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書 (総務企画常任委員長報告)
- 日程第22 陳情第5号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書 (教育民生常任委員長報告)
- 日程第23 陳情第6号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)参加断固阻止に関する陳情書 (産業建設常任委員長報告)
- 日程第24 陳情第7号 TPP交渉参加断固反対に関する陳情 (産業建設常任委員長報告)
- 日程第25 発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について (議員提出)
- 追加日程第1 発委第1号 人員増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書

出席議員（15名）

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	阿久津武之君
11番	橋本操君	12番	鈴木和江君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	川上要一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼 会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	益子実君
ケーブル テレビ放送 センター室長	郡司正幸君	税務課長	川俣勇也君
住民生活課長	阿久津実君	健康福祉課長	小室定子君
建設課長	塚原富太君	農林振興課長	山本勇君
商工観光課長	高野麻男君	総合窓口課長	薄井績君
上下水道課長	手塚孝則君	環境総合推進 室長	星康美君
学校教育課長	荒井和夫君	生涯学習課長	藤田悦男君
農業委員会 事務局長	秋元誠一君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田村正水	書記	橋本民夫
書記	岩村照恵	書記	北條清

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（川上要一君） ただいまの出席議員は15名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（川上要一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（川上要一君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

- 町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。

今回の人権擁護委員として推薦いたします渡邊恵子氏は、平成23年3月31日で退任されます長谷川久夫氏の後任でございます。

渡邊恵子氏につきましては、福祉問題に造詣が深く、母子保健推進委員として地域の子育て支援にも大変熱心に取り組み、地域におかれましては人望も厚く、人権、識見ともに申

し分のない方でございます。今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、大金 進氏、高林和男氏、薄井忠恵氏、高田 敬氏、堀江喜代美氏、長山宣弘氏、今回お願いをいたします渡邊恵子氏の7名でございます。

ご賛同いただくようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第2、議案第2号 平成23年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号 平成23年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

町長、副町長及び教育長の給与につきましては、従来より減額しているところですが、平成23年度においても本年同様に減額するものであります。町長については月額30%、副町長、教育長の給与については月額10%の減額を行うものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 平成23年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長等の給与の減額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の改正に伴う課税限度額の改正及び課税割合の引き上げ、低所得者に対する軽減割合の改正等であります。

国保税については、合併翌年の平成18年度から現行税率に統一し、今日に至っておりますが、その間の不足財源につきましては、国民健康保険財政調整基金で補てんをしております。その基金であります。本年度当初、予算編成においてすべて取り崩しをいたしておりますので、国民健康保険の財政運営が極めて深刻な状況にあります。国庫支出金、繰越金、その他の収入の確保に努め、改正税率の上昇は極力抑制をいたした次第であります。その引き上げ率は16.6%に相なった次第でございます。以上の改正案は、11月25日開催いたしました那珂川町国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、その答申をいただき、提案をいたすものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（阿久津 実君） 補足説明いたします。参考資料として配付してあります那珂川町国民健康保険税条例の新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページ、第2条第2項及び第3項は、いずれも課税限度額の改正で、国民健康保険税医療給付費分「47万円」を「50万円」に、後期高齢者支援分「12万円」を「13万円」に改めるもの。

第3条第1項は、国民健康保険税医療給付費分被保険者にかかわる所得割額の改正で、「100分の5.4」を「100分の6.2」に改めるものであります。

2 ページ、第5条は、医療給付費分被保険者にかかわる均等割額の改正で、「1万1,000円」を「1万6,000円」に、第6条第1号及び第2号は、医療給付費分被保険者にかかわる世帯別平等割額の改正で、特定世帯以外の世帯は「1万4,300円」を「1万9,000円」に、特定世帯は「7,150円」を「9,500円」に改めるものであります。

第9条は、国民健康保険税後期高齢者支援分被保険者にかかわる均等割額の改正で、「2,500円」を「5,000円」に改めるもの。

3 ページ、第10条第1号及び第2号は、後期高齢者支援分被保険者にかかわる世帯別平等割額の改正で、特定世帯以外の世帯は「3,700円」を「5,000円」に、特定世帯は「1,850円」を「2,500円」に改めるものであります。

第11条は、国民健康保険税介護納付金分被保険者にかかわる所得割額の改正で、「100分の0.8」を「100分の1」に、第14条は、介護納付金分被保険者にかかわる世帯別平等割額の改正で、「2,500円」を「4,000円」に改めるものであります。

第26条は、国民健康保険税の減額で、医療給付費分の課税限度額を「50万円」、後期高齢者支援分の課税額を「13万円」に改めたため、減額の上限も「50万円」、「13万円」にそれぞれ改めるものであります。

同条第1号は、地方税法の改正により引用条文を改めるもの。アから次ページのカまでは、国民健康保険税被保険者にかかわる均等割額及び世帯別平等割額の6割軽減を7割軽減に改めるもの。第2号は、地方税法の改正により引用条文を改めるもの。アから次ページのカまでは、国民健康保険税被保険者にかかわる均等割額及び世帯別平等割額の4割軽減を5割軽減に改めるもの。第3号は、新たに国民健康保険税被保険者にかかわる均等割額及び世帯別平等割額の2割軽減を追加するもの。

附則につきましては、施行期日及び適用区分を定めたものであります。

なお、参考資料といたしまして、改正前と改正後の税率表を添付いたしましたので、ごらんをいただきたいと思ひます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 改正されて国民健康保険料が上がるわけですが、町民に対する負担がふえるということになると思ひます。滞納額は、総額でどのくらいあるのか教えていただきたいというふうに思ひます。

○議長（川上要一君） 税務課長。

○税務課長（川俣勇也君） 11月末で、滞納繰越額が1億9,682万988円あります。4月から11月まで徴収したのが件数で1,609件ございます。

以上です。

○議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） その滞納額の内訳なんですが、収入がやっぱりどのくらいを占めている、200万なら200万以下とか300万以下というのはどの程度の割合であるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（川上要一君） 税務課長。

○税務課長（川俣勇也君） 所得で100万から299万9,999円までの方で、全体の42%。引き続きまして、所得がゼロという方が21%、300万以上という方が3%です。

上位3所得のランキングということになると、以上でございます。

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 今、聞いておわかりのように、収入がゼロから300万円以内が合わせると63%という状況だと思います。そういう中で、今、町民の生活が非常に困難な状況になってきていると、収入も減ってきている、あるいは売り上げも物すごく減ってきている。そういう中で値上げということは、断じて私は許していないと。やっぱり町民感情からすれば、本当に大変な問題であるし、生活も困難であるというふうに聞きます。後でまた話しますけれども、そういう状況を考えた上で本当にやっているのかどうかというのは、住民生活課長とも話して、ぎりぎりな線でやっているという話は聞きました。そういう事情はわかります。そういう点で、やっぱり町民のそういう人たちのところへ足を運んで、やっぱりもう少し実態を知っていただきたいというふうに思います。そういう点では、町民の負担になるということで、私は反対します。

○議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

1番、佐藤信親君。

○1番（佐藤信親君） この件につきましては、去る11月25日、国民健康保険税運営協議会が開催されまして、その中で慎重審議いたしました結果、改正せざるを得ないという結論に達しました。

国民健康保険は、被保険者の生命を守る重要な保険でございます。これにつきましては、やはり財政調整基金が底をついているということになりますと、安定した運営ができないお

それがあるということで、一つの賛成の要因となっております。

また、さらに6割、4割軽減されていたものが今度は7割、5割、2割というふうに軽減割合の拡大等もございますので、この改正案に私は賛成いたします。

以上。

○議長（川上要一君） ほかに討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、南那須地区広域行政事務組合において実施しておりますし尿の収集、運搬、処分業の許可及び浄化槽清掃業の許可等に関する事務を、平成23年度から町が行うために改正するものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一君） 住民生活課長。

○住民生活課長（阿久津 実君） 南那須地区広域行政組合で共同処理いたしていましたし尿に関する収集、運搬、処分業の許可及び浄化槽清掃業の許可に関する事務を、次年度から町

で実施するための条例改正となります。

参考資料として配付してあります那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表によりご説明いたします。

第1条は、根拠法令を明らかにしたもの。第1条の2から第1条の5は、一般廃棄物の減量及び適正処理に関し町長の責務、町民の責務、事業者の責務及び資源ごみ回収運動を追加するものであります。

第2条から第8条までは文言の整理を行うもの。

第9条は、引用法令の改正により条項番号の変更や浄化槽清掃業の許可に関する根拠法を加え、見出しを一般廃棄物処理業等の許可申請等に改めるものであります。

同項第1号及び第2号並びに第10条第1項第1号については、文言の整理を行うもの。

第11条及び第12条は、引用法令の改正による条項番号の変更や浄化槽清掃業の許可等に関する根拠法を追加するもの。第11条第2項は、許可証の再交付を受けることができることを追加するものであります。

第13条は、業を廃止した場合を追加し、見出しを事業の休止等の届け出に改めるもの。

第14条は、文言の整理を行うもの。

第16条は、し尿等収集、運搬の許可を受けようとする者の手数料を2,000円とすることを追加するもの。

第5号は、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者の手数料を3,000円とすることを追加するもの。

第6号は、許可証の再交付を受けようとする者の手数料を1,050円とすることを追加するもの。

同条第2項は、既に納めた手数料は還付しないことを追加するもの。

第18条の2は、改善命令等ができる旨を新たに追加するもの。

第18条の3は、この条例の施行に関し必要な限度において関係者に対し報告を求めることができる旨を新たに追加するもの。

第18条の4は、立ち入り検査をできる旨を新たに追加するもの。

附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めたものであります。

別表、手数料につきましては、事業活動に伴い大量の一般廃棄物を生じる土地または建物の占有者から、町が定例的に収集の委託を受けた場合の手数料、一般家庭ごみ10キログラムにつき50円、事業系ごみ10キログラムにつき120円に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第5、議案第5号 那珂川町下水道条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町下水道条例の一部改正について、議案第6号 那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正についての提案理由の説明を申し上げます。

公共下水道等の使用料改正につきましては、新町合併協議会において合併後、速やかに統

一する等と協定され、以来、5年が経過をすることから、6月に設置した那珂川町水道料金等審議会に対し8月26日に水道料金等の改定についての諮問を行い、去る11月10日に審議会より答申をいただきました。この答申に基づき、事務の効率化や財政基盤の確立を図るため平成23年度、第1期分から公共下水道等使用料の改定をお願いするものであり、今回、必要な条例の一部改正を行うものであります。

改正内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上要一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（手塚孝則君） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号の参考資料、那珂川町下水道条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第16条第2項の次に下線が引いてある部分であります、「ただし、合計額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満の端数を四捨五入し10円単位とする。」を加えます。

次に、2項の下の表であります、改正前使用料の算定表が馬頭処理区と小川処理区の2種類あったものを、馬頭処理区の料金に統一し一本化するものであります。さらに、文言を他の表現方法に合わせたものであります。

次に、議案第6号の参考資料、那珂川町農業集落排水処理施設条例の新旧対照表をごらんください。

第12条第2項の「使用料の額は」の次に下線が引いてある部分であります、「那珂川町下水道条例の規定を準用」と改めるもので、これは改正前、使用料の算定表が北向田地区と三輪地区の2種類あったものを一本化し、なおかつ下水道の使用料の額に合わせるものであります。

次に、第12条の2として、汚水量の認定の条項を新たに設けたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決については1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町下水道条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町農業集落排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町簡易水道事業給水条例の一部改正について、日程第8、議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町簡易水道事業給水条例の一部改正について、議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正についての提案理由を説明申し上げます。

水道料金の改正につきましては、新町合併協議において、合併後、速やかに統一すると協定され、以来5年が経過することから、下水道等、使用料とあわせて那珂川町水道料金等審

議会に対し8月26日に水道料金等の改定についての諮問を行い、去る11月10日に審議会より答申をいただきました。

水道事業につきましては、今後とも安全・安心な水を安定的に供給するため、水源確保事業や老朽施設の更新事業などを計画的に実施していく必要があります。それには、財政基盤の確立が重要であり、今回いただいた答申により平成23年度第1期から水道料金の改定をお願いするものであり、今回、必要な条例の一部改正を行うものであります。

改正内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川上要一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（手塚孝則君） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第7号の参考資料、那珂川町簡易水道事業給水条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第3条、「この条例に定めるもののほか」の次に下線が引いてある部分であります。「給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに供給の適正を保持させるために必要な事項については」を加えます。

次に、附則の2の次に、3として、経過措置の条項を加えるものであります。

なお、この経過措置は小川地区の料金改定が大幅になるため、2段階で馬頭地区の料金と合わせるよう緩和措置を設けるものであり、2ページの表は、23年3月から26年2月までの3年間、小川地区に対して使用されるものであります。

次に、議案第8号の参考資料、那珂川町水道事業給水条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第27条第1項の次に、2項から4項までを追加するものであります。

次に、その下の27条関係の別表ですが、改正前、1として旧馬頭町の区域、2として旧小川町の区域の2つの表がありましたが、これを一本化するものであります。

新しい算定表の内容を説明しますと、基本料金は旧馬頭町の額に合わせ、なおかつ小川地区は基本料金とメーター使用料という形だったものを、基本料金一本としました。

次に、超過料金については、馬頭地区の料金に各段階ごとに10円増額したものであります。また、文言を他の表現方法に合わせたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第7号 那珂川町簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 那珂川町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第9、議案第9号 平成22年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第10、議案第10号 平成22年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第11号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第12、議案第12号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第13号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第14号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第15、議案第15号 平成22年度那珂川町水道事業会

計補正予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第9号から議案第15号 平成22年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定や人事異動に伴う職員人件費や馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事費、小・中学校スクールバス購入費のほか、国・県補助事業費の追加認定になったものなどを計上するものであります。その補正額は1億9,000万円となり、補正後の予算総額は77億8,500万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は教育費で、馬頭東小学校体育館耐震補強及び大規模改修工事、町営バス、にこにこバスの廃止に伴い小川小学校、薬利小学校、馬頭中学校へスクールバスを配備する費用など1億5,604万4,000円を計上しました。

第2は民生費で、障害者福祉サービス事業や障害者自立支援医療給付費など1,828万3,000円を計上しました。

第3は農林水産業費で、活力ある中山間地域づくり事業費、町単農村振興事業費などで1,671万8,000円を計上しました。

なお、人件費については、給与改定等により議員、特別職、一般職、合わせて3,559万2,000円を減額するものです。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は国・県支出金、諸収入、町債を充て、繰入金は財政調整基金繰入金2億1,600万円を減額することといたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。ケーブルテレビ加入者の個別管理台帳のシステム改修費、電線移設工事費及び給与改定に伴う職員人件費を精査し1,000万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億4,000万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費に2,600万円を計上するもので、その財源は、療養給付費交付金、

共同事業交付金、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は20億9,000万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。地域密着型介護サービス給付費及び給与改定に伴う職員人件費などに2,400万円を計上するもので、その財源は国・県支出金、支払基金交付金、繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は12億5,700万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。給与改定に伴う職員人件費が240万円減額になるもので、歳入は一般会計繰入金を減額といたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は3億3,260万円となりました。

次に、簡易水道事業特別会計であります。給与改定に伴う職員人件費で120万円を計上するもので、その財源は繰越金を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は1億9,820万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。給与改定に伴う職員人件費など57万7,000円を計上し、その財源は水道使用料を充当いたしました。

以上、一般会計、ケーブルテレビ事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（川上 要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。

第2表地方債補正であります。1、変更として小学校整備事業は、限度額700万円に1億1,500万円を増額し1億2,200万円とするもので、合併特例事業債が9,500万円、過疎対策事業債が2,000万円であります。

中学校整備事業は、限度額3,500万円に1,300万円を増額し4,800万円とするもので、過疎対策事業債であります。

臨時財政対策債は、発行限度額の確定により、限度額4億円に2億2,170万2,000円を増額し6億2,170万2,000円とするものです。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

10ページをごらんください。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は1,004万3,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

2項2目民生費国庫補助金の補正額は122万4,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

5目教育費国庫補助金は3,214万7,000円の増で、へき地児童生徒援助費及び公立学校施設整備費に係るものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は502万1,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るものであります。

2項2目民生費県補助金の補正額は61万2,000円の増で、障害者自立支援事業費に係るもの。

3目衛生費県補助金の補正額は320万円の増で、新型インフルエンザワクチン接種助成事業費に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は217万7,000円の増で、活力ある中山間地域づくり事業費及び森林整備加速化・林業再生事業費に係るもの。

5目商工費県補助金の補正額は55万6,000円の増で、緊急雇用創出事業費に係るものであります。

11ページに入ります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は2億1,600万円の減で、一般財源の収入状況を勘案し、平成23年度以降の財源確保のため基金の取り崩しを減額いたしました。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は131万8,000円の増で、旧武茂小学校電気使用料及びシシ肉販売収入であります。

21款町債、1項4目教育債の補正額は1億2,800万円の増で、小学校整備事業債及び中学校整備事業債です。

5目臨時財政対策債の補正額は2億2,170万2,000円の増で、今年度の臨時財政対策債発効限度額の確定によるものです。

12ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は413万円の減で、議員人件費は期末手当の改定及び議員報酬の5%減額によるもの。職員人件費は、人事異動及び給与改定により増額するものです。

なお、職員人件費につきましては、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による給与

改定に係るものでありますので、これ以降、説明を一部省略させていただきます。

続きまして、2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は609万円の減で、特別職人件費及び職員人件費のほか、総務管理費は老人保健施設介護報酬返還訴訟に係るもの。

4目財産管理費の補正額は260万円の増で、庁舎維持管理費は小川庁舎修繕費用、町有財産管理費は廃校施設の遊具撤去費用などに係るものです。

13ページ、3項2目賦課徴収費の補正額は1,200万円の増で、平成24年度固定資産評価がえに伴う鑑定業務委託料に係るものです。

14ページに入ります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は333万5,000円の減で、職員人件費のほか、後期高齢者医療費は平成21年度後期高齢者広域連合への負担金精算額。

2目障害者福祉費の補正額は2,253万5,000円の増で、障害者福祉サービス事業費はサービス利用者の増に係る給付費。障害者地域生活支援事業費は、事業主への運営安定化策を講じるもの。障害者自立支援医療給付費は、受給者増による給付費を計上するもの。

4目総合福祉センター費の補正額は901万6,000円の減で、職員人件費のほか、小川総合福祉センター施設管理費は入り口交差点に信号機が設置されることに伴い、既存の案内看板を修繕するものであります。

2項1目保育園費の補正額は666万9,000円の増で、職員人件費のほか、保育園諸費は中央保育園暖房機器取りかえ工事に係るもの。

15ページに入ります。

2目児童措置費の補正額は143万円の増で、職員人件費のほか、馬頭放課後児童クラブ運営事業費は平成21年度負担金精算額であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は597万4,000円の減で、職員人件費のほか、馬頭健康管理センター管理費は雨漏り修繕費。

2目予防費の補正額は500万円の増で、日本脳炎及びインフルエンザ等の予防接種費に係るものを計上いたしました。

16ページに入ります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は783万7,000円の増で、活力ある中山間地域づくり事業費は馬頭西部地区営農集団の水稻播種プラント事業に対する補助金。まほろば農園管理費は、まほろば農産物直売所改修工事費。農山漁村活性化プロジェクト支援交付事業費は、久那瀬農産物直売所移転費用に補助するもの。

5目農地費の補正額は137万5,000円の増で、町単農村振興事業費は矢又押野地区水路改修工事ほか2件に対する補助金。県単農業農村整備事業費は、小口地区農道工事の追加に係るもの。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は107万円の増で、イノシシ処理頭数の増加に伴う原材料費に係るもの。

17ページに入ります。

2項2目林業振興費の補正額は338万4,000円の増で、林道維持管理事業費は広域基幹林道路肩修繕工事等。木材拡大事業費は年度末までの需要増加を見込んだもの。森林整備加速化林業再生事業費は、松くい虫被害木伐倒駆除に係る経費を計上いたしました。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は408万4,000円の減で、職員人件費のほか、緊急雇用創出事業費は追加認定になったものです。

18ページに入ります。

7款土木費、4項3目下水道費の補正額は240万円の減で、下水道事業特別会計繰出金を減額するものです。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は855万1,000円の減で、職員人件費のほか、事務局費及び外国語指導助手設置費は雇用形態の変更に伴い精査したものです。

19ページに続きますが、2項1目学校管理費の補正額は1,937万2,000円の増で、職員人件費のほか、馬頭西小学校費は公用車の車検費用に係るもの。学校管理諸費は小川小学校、葉利小学校にスクールバスを配備するもの。小川小学校費は暖房機器購入に係るもの。

3目学校施設整備費の補正額は1億2,600万円の増で、馬頭東小学校体育館耐震補強工事及び大規模改修工事等の経費を計上いたしました。

3項1目学校管理費の補正額は2,295万3,000円の増で、職員人件費のほか、学校管理諸費は馬頭中学校にスクールバスを配備するものです。

21ページに入ります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は36万8,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、夏季の豪雨による2件の町単災害復旧事業に係る経費を計上いたしました。

22ページ以降は今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 補正予算の補足説明の途中でありますが、ここで休憩をいたします。
再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

補足説明、引き続き、お願いします。

ケーブルテレビ放送センター室長。

○ケーブルテレビ放送センター室長（郡司正幸君） 続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,000万円を増額するもので、前年度繰越金であります。

続きまして、9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1,000万円を増額するものであります。

その内容を申し上げますと、職員人件費は403万6,000円の減額で、給与改定に伴うものであります。施設管理運営費は、加入者管理システム改修費及びロゴマークステッカー制作費等業務委託料、また9月補正以後に生じた県道、町道等改良工事によるケーブルテレビ線移設の工事請負費でありまして、1,403万6,000円を増額するものであります。

10ページからの今回の補正にかかわる給与費明細書につきましては、ごらんをいただきたいと存じます。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○住民生活課長（阿久津 実君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページ、事項別明細書をごらんください。

歳入からご説明いたします。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金の補正額は2,000万円の増で、見込み額から増額するものであります。

8款共同事業交付金、1項2目保険財政共同安定化事業交付金の補正額は354万円の増で、高額医療費の伸びに伴い増額するもの。

11款繰越金、1項2目その他繰越金の補正額は246万円の増で、前年度繰越金であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費の補正額は2,000万円の増で、給付実績から増額するもの。

2項2目退職被保険者等高額療養費の補正額は600万円の増で、給付実績から増額するものであります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○健康福祉課長（小室定子君） 続きます、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

まず、8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は480万7,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

2項1目調整交付金の補正額は144万2,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金の補正額は721万1,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は300万4,000円の増で、介護給付費の増により増額となるものです。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は753万6,000円の増で、前年度繰越金です。

次に、9ページ、3、歳出について説明いたします。

2款保険給付費、1項2目地域密着型介護サービス給付費の補正額は2,290万円の増で、地域密着型介護サービス給付費の増によるものです。

2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正額は113万8,000円の増で、地域密着型介護予防サービス給付費の増によるものです。

3款地域支援事業費、2項4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は3

万8,000円の減で、職員人件費です。

10ページからの給与費明細書は後でごらんいただきたいと思います。

以上で、介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○上下水道課長（手塚孝則君） 続きます、下水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は240万円の減で、一般会計からの繰入金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は233万9,000円の減で、職員人件費の精算によるもの。

2項1目下水道整備費の補正額は6万1,000円の減で、職員人件費の精算によるものであります。

10ページからの給与費明細書についてはごらんをいただきたいと思います。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きます、簡易水道事業特別会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書7ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は120万円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は120万円の増で、職員人件費の精算によるものであります。

9ページからの給与費明細書についてはごらんください。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きます、水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

補正予算書3ページ、実施計画により収益的収入及び支出について、収入から申し上げます。

1款上水道事業収益、1項1目給水収益の補正額は47万8,000円の増で、水道料金の増を見込みました。

2款東部地区簡易水道事業収益、1項1目給水収益の補正額は9万9,000円の増で、水道料金の増を見込みました。

支出に入ります。

1 款上水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は 5 万 2,000 円の減で、職員人件費の精算によるもの。

4 目総係費の補正額は 53 万円の増で、職員人件費のほか、水道料金等審議会の委員報酬費を計上いたしました。

2 款東部地区簡易水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は 13 万円の増で、職員人件費の精算によるもの。

4 目総係費の補正額は 3 万 1,000 円の減で、職員人件費の精算によるものであります。

4 ページの資金計画及び 5 ページからの給与費明細書については、ごらんください。

以上で、7 会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示しいただきたいと思えます。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は 1 件ごとに行います。

議案第 9 号 平成 22 年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号 平成 22 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成22年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成22年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成22年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成22年度那珂川町簡易水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成22年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第16、議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大金伊一君登壇]

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画について、提案理由の説明を申し上げます。

本計画は、時限立法であった過疎地域自立促進特別措置法が本年3月に改正され、その失効期限が6年間延長されましたことから、過疎からの脱却と地域の自立促進を図るため、平成22年度から平成27年度までを計画期間とする地域振興施策をまとめた計画であります。

計画は、従来計画を踏襲しながら、これまでの実績と将来の展望に検討を加え、新たに対象となったソフト事業などを施策に盛り込みました。今後、本計画に沿って過疎対策事業に取り組んでいくこととなりますが、社会情勢の変化や財政状況を踏まえ、逐次、計画の検討、修正を加えながら目的達成に最大限の努力をしてみたいと考えております。

なお、計画策定に当たりましては、パブリックコメントを実施し、まちづくり審議会において審議をいただき、妥当なものとの答申をいただいております。その後、栃木県との協議を済ませたところであります。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川上要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 那珂川町過疎地域自立促進計画の概要について説明いたします。

計画は、国から示された計画の作成例に基づき策定したもので、10項目で構成しています。1ページ、Iの基本的な事項として、1、町の概況を記述しています。

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概況については、本町の位置、地形、気候、歴史的背景、産業、交通などについてまとめています。

2ページ、(2) 過疎の状況については、馬頭地区では昭和30年代から過疎化減少が始ま

り、昭和45年に過疎地域に指定され、これまで農業基盤整備や道路整備など各種施策を推進したこと。平成17年10月、合併により那珂川町が誕生し、小川地区を含む町全域が過疎地域とみなされたこと。今後も多様化する行政ニーズに対応した各種施策を積極的に展開し、過疎からの脱却と地域の自立促進を図る必要があるとまとめています。

3ページ、(3) 社会経済的発展の方向と概要については、まちづくりの基本テーマ実現のため、農林業、商工業、観光業の発展のために目指すべき方向として、生産基盤の整備、経営の合理化、担い手の育成、特産品のブランド化、魅力ある商店街の形成、生活基盤の整備、地域資源を活用した観光振興などについてまとめました。

4ページから、2、人口及び産業の推移と動向について記述しています。

(1) 人口の推移では、若年労働人口の流出や出生率の低下による人口の減少と高齢化比率の推移について記述し、6ページ、(2) 産業の動向では、国勢調査による産業別就業人口の動向についてまとめました。

7ページから、3、行財政の状況について記述しています。

(1) 行政の状況では、行政ニーズや地方分権化に対応するため行財政改革を推進し、施設の統廃合や事務事業の見直しを進めていること。課題は、行政需要や人口減少、高齢化、地方分権化に対応できる行財政運営システムを確立することとまとめました。

9ページから10ページに、町の組織機構図を掲載しています。

11ページ、(2) 財政の状況では、平成20年度普通会計の状況について記述しています。

12ページ、(3) 公共施設の整備状況では、町道の改良率や水道普及率、水洗化率、病院等の病床数についてまとめています。

12ページ下段から4、地域の自立促進の基本方針について記述しています。

(1) これまでの成果と課題では、過疎法の指定を受け、道路網の整備、生活環境の整備、農業基盤の整備を中心に各種対策を講じて一定の成果は見られたものの、新たな課題への対応や役割を担うことを求められていること。今後、財源の効率的な配分に留意し、生活基盤整備を重点に推進するとともに、地域資源を最大限生かし、みずからの創意工夫で積極的な地域づくりを推進する必要があるとまとめました。

13ページ、(2) 自立促進の基本方針については、1、農林業の生産基盤の整備による経営の効率化及び担い手育成の推進。以下10項目を基本方針とし、まちづくりの基本テーマである「豊かな自然と文化にはぐくまれ、やさしさと活力に満ちたまちづくり」を目指すものです。

14ページは、5、計画期間を記述しています。

15ページは、Ⅱ、産業の振興について、（1）農業、（2）林業、（3）水産業、（4）地場産業の振興等、（5）企業誘致、（6）企業の促進、（7）商業、（8）観光またはレクリエーションの項目に分類し、現況と問題点と、その対策について記述しています。

26ページは、産業の振興の具体的な事業計画です。

27ページは、Ⅲ、交通通信体系の整備及び情報化の促進について、（1）道路、（2）生活交通、（3）情報通信の項目に分類し、現況と問題点と、その対策を記述しています。

32ページは、交通通信体系の整備及び情報化の促進の具体的な事業計画です。

33ページは、Ⅳ、生活環境の整備について、（1）水道、（2）生活排水処理施設、（3）一般廃棄物、（4）消防施設、（5）公営住宅、（6）公園整備の項目に分類し、現況と問題点と、その対策について記述しています。

37ページは、生活環境の整備の具体的な事業計画です。

38ページは、Ⅴ、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、（1）高齢者福祉、（2）児童福祉、（3）社会福祉の項目に分類し、現況と問題点と、その対策について記述しています。

41ページは、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の具体的な事業計画です。

42ページは、Ⅵ、医療の確保の現況と問題点と、その対策について記述しています。

43ページは、医療の確保の事業計画です。

44ページは、Ⅶ、教育の振興について、（1）学校教育、（2）社会教育の項目に分類し、現況と問題点とその対策について記述しています。

48ページは、教育の振興の具体的な事業計画です。

49ページは、Ⅷ、地域文化の振興等の現況と問題点、その対策について記述しています。

50ページは、地域文化の振興等に関する事業計画です。

51ページは、Ⅸ、集落の整備の現況と問題点と、その対策について記述しています。

53ページは、集落の整備に関する事業計画です。

54ページ、Ⅹ、その他地域の自立促進に関し必要な事項について、（1）自然環境の保全、（2）循環型社会の構築、自然エネルギーの活用の項目に分類し、現況と問題点と、その対策を記述しています。

55ページは、その他地域の自立促進に関し必要な事項に関する事業計画です。

最後のページは、ソフト事業に過疎対策債の活用を予定している事業を再掲したものであ

りまして、デマンド交通運行事業と那須南病院への負担金を予定しています。

以上で、那珂川町過疎地域自立促進計画の概要の説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、ページ数をお示しいただきたいと思います。

6番、大金市美君。

○6番（大金市美君） 12ページの（3）番、公共施設の整備状況ということで、市町村道の舗装率が平成20年度で76.8%ということになっております。その町道路線によっては、かなり老朽化といたしますか、舗装はかかっているんですけども、かなり状態のひどいところもございます。なかなか町の財政、厳しい中で申し上げづらい部分があるんですけども、そういったところの修繕もできればやっていただければというふうに思っております。

○議長（川上要一君） 6番、大金市美君、答弁必要ですか。要望ですか。

建設課長。

○建設課長（塚原富太君） 舗装道路の耐用年数につきましては10年ということになっておりまして、本町の道路につきましては既に、昭和40年、50年代に整備した路線が多く、舗装もかなり傷んでいるわけでありまして、昨年度、実施いたしました緊急経済対策により舗装の打ちかえ等も実施しており、また維持修繕工事よりまして今後、順次、舗装の打ちかえ等を実施する予定で考えております。

以上です。

○議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 13ページ、自立促進の基本方針ということで10項目が並んでいるんですが、具体的な予定とか目標がありましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（川上要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子実君） この項目につきましては、町独自のこれから進むべき指針と申しますか、目標を定めたものでありまして、その後の2から10までのそれぞれの事業計画において目的を達成したいと考えております。

○議長（川上要一君） ほかにございませんか。

8番、小林盛君。

○8番（小林盛君） 22ページをお願いします。

観光またはレクリエーションといった項目に当たりますが、本町は八溝県立自然公園に指

定された森林を有し、緑と清流に恵まれた自然資源、国指定史跡等の歴史文化資源、温泉、ゴルフ場、キャンプ施設などのスポーツ・レジャー資源といった豊富な観光資源を有しているというような記述があるわけですが、まさにこの那珂川町はこういった自然に恵まれて、観光を、これから町内やよそからの観光客をどんどん呼び込むというようなことが、この那珂川町の経済を活性化するためには絶対に必要だと思うわけです。そういったこと、それから、天然アユの宝庫として、那珂川が非常にアユの漁獲高の高い川ということでも有名であります。そういったことでこの那珂川町という町名がつけられたということでもありますので、この那珂川を産廃処分場で汚してしまうということが、いかに観光資源としての価値を壊してしまうかということを考えないといけないと思うわけです。

処分場を受け入れるということで、迷惑料、補助金等の、そういった財源を期待してというのは本当に一過性のものであって、壊された自然というその資源は永久に戻ってこないんですよね。そういったことを考えると、この町の計画の中で処分場を取り入れるというのは、間違った方向に進んでいるのではないかと、そういった考えを持つわけではありますが、この点について答弁をいただければ、お願いをしたいと思います。

○議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。ただいまの発言は、自分の意見を述べながらの発言となっておりますが、疑問点やわからない点を簡潔にまとめて質問をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 那珂川町にとりまして、やはり過疎化に悩んでいる中で、やはりこれからは交流人口をふやさなければならない。八溝県立自然公園を含めた観光資源を生かしながら、交流人口をふやして活性化に結びつけようというねらいであります。

○議長（川上要一君） 8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） その八溝県立自然公園と、そこに処分場をつくらうとしているんですね。ですから、町のこの振興計画の中でその処分場というものが間違った方向に、町のこれからの発展の芽を摘むような阻害要因として、負の遺産として残ってしまうのではないかと、いうことを私は注意しているわけなんですけど、そういったことについて町としてはどのように考えているのか。

○議長（川上要一君） 発言の途中ですが、先ほども申し上げましたように、自分の意見を入れなくて、この場合は質疑をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。質疑は、討論とも受けとめられますので、その点を注意を申し上げます。

企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 先ほども答弁したとおりでありまして、この場で処分場の問題について議論する考えはございません。

○議長（川上要一君） ほかにありませんか。

11番、橋本 操君。

○11番（橋本 操君） 22ページなのですが、（8）の観光またはレクリエーションというところですが、企画財政課長が申されましたように、観光、交流人口増、また活性化に生かすのには、日本最古の金山ではないかと言われている大鳥金山を含めた金山跡地を有効利用をと。あとは、小川地区にあります神田地区にあります那須与一の生まれたと言われている神田の城跡、これはいまだに民有地でございます。いろいろ条件が整いまして、町が求める気があれば求められる状態であります。それを踏まえて、今後、活性化に役立てるべきではないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川上要一君） 答弁はいいですか、要望でね。

14番、小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 那珂川町過疎地域自立促進計画、これすばらしい計画だと。このとおりにやればすばらしい町ができると思います。

これ、ちょっと見ると、課題であるとか必要であるとか、そういうのばかりであります。こうしたいとか、ああしたいとかという理想論はあるんですけども、これだけやると、5年間でこれだけやるというのはなかなか大変だと思うんですよ。この順位づけというのはどういうふうにしてやるんでしょうか。これからだんだん予算が少なくなるという時期に、これだけ、どれから手をつけていいのか、そういう順位づけというのはどういうふうに考えているのか。

○議長（川上要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） ここに盛り込まれている具体的な事業計画、これを全部やりますと、今議員おっしゃいますように、多分、財政破綻まで考えなければなりません。

しかしながら、ここに盛り込んでおかないと、今度、過疎債を適用する際にこれが、起債が起こせません。これから6年間、やったほうがいい事業、やるべき事業についてすべてを網羅してあります。この事業実施に当たりましては、現在策定しております後期振興計画の5カ年計画、これと整合性を合わせながら優先順位をつけまして、住民ニーズ、あるいは事業効果、さらには財政状況等、総合的に判断し推進していきたいと考えております。

○議長（川上要一君） 小川洋一君。

○14番（小川洋一君） 確かにその順位づけというのは、5カ年計画でやる、例えば農業、商業、いろいろな分野で奪い合いになると思うんですけども、こういうことになると、どれから手をつけていいのかというのが出てくると思うんです。

これから交通網がだんだん、バスが廃止になりデマンド交通になる。消防署が今度は那珂川町で1カ所になると。緊急性の場合、道路が一番大事かなと思っております。そういうときに、道路に金をかけると、ほかに行かないということになると思うんですけども、そういうふうな順位づけというのは、我々町民に諮ってやるのかどうか。

○議長（川上要一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子 実君） 先ほども申し上げましたように、順位づけにつきましては、毎年、予算編成の段階で、それ以前の流れとしましては、総合振興計画の中で実施計画を定めます。実施計画は、次年度とその次、2カ年計画を立てるわけではありますが、その中で優先順位を定めて実施しております。

○議長（川上要一君） 2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 先ほど質問したものにも関係するんですが、いろいろ10項目あるんですが、やっぱり事を始める場合、企画の段階から町民の意見を聞いてやっていただきたいというふうに思います。

○議長（川上要一君） ほかに、ありませんね。

[発言する人なし]

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

議案第16号 那珂川町過疎地域自立促進計画の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第17、議案第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第17号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国道293号、馬頭バイパスは、東側の一部区間の整備が完了し、供用開始されています。バイパス整備後の旧道の管理については、平成14年1月に県と交わした旧道の引き継ぎに関する覚書に従い、馬頭高校前から馬頭市街地を通り田町交差点までの区間が町へ管理移管となるため、町道古館田町線として新たに認定するものであります。

なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川上要一君） 建設課長。

○建設課長（塚原富太君） それでは、補足説明申し上げます。

路線名は古館田町線で、国道293号の馬頭高校前交差点を起点とし、室町交差点を經由し、主要地方道那須黒羽茂木線との交差する田町交差点を終点とする総延長1,169.1メートル、幅員8.3メートルから27.8メートルの路線であります。国道293号馬頭バイパスの一部が供用開始され、あわせて馬頭市街地の国道293号の整備が先般完了したことで、その区間の国道が町に移管となります。

この区間は、県が電線類の地中化、歩車道の舗装化工事を行い、並行して町が町並み環境整備事業を導入し景観形成に取り組んでまいりました。双方の整備が完了したため、覚書に従い町道に認定し、町が管理いたしますものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 町道路線の認定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第18、議案第18号 訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第18号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、医療法人社団竹山会（ちくさんかい）に対し、介護老人保健施設の介護報酬に係る不当利得の返還の訴えを提起したもので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

先ほど、読み間違えたところがありますので、訂正をします。

医療法人社団竹山会（たけやまかい）ですね、訂正します。

○議長（川上要一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小室定子君） 補足説明を申し上げます。

本案は、介護老人保健施設の介護報酬に係る不当利得の返還を求めるものであり、相手方は医療法人社団竹山会理事長、青木浩義であります。

まず、この返還に関する経緯でございますが、平成18年6月28日、同法人が運営する県内の介護老人保健施設等に対し栃木県が実地指導、監査を実施したところ、厚生労働省令で定める人員基準等に適合していない点が認められたため、平成18年10月3日、介護保険法第103条第1項の規定により、栃木県知事より改善勧告が行われました。

しかし、医療法人社団竹山会は、これを不服として翌年、平成19年2月に勧告の取り消し、公表の差し止めを求め、県を相手に訴訟を提起しましたが、平成21年3月の判決で、県側が勝訴しました。しかし、再びこれを不服として、同年4月には東京高裁に控訴、22年2月の判決では再び県が勝訴したため、現在、最高裁に上告中であります。

保険者である那珂川町は、人員基準等に適合していない期間の返還すべき介護報酬についての自主的な返還がないため、平成22年10月15日付で返還請求を行いました。いまだに返還されていない状況となっております。

介護報酬の返還につきましては、不当利得返還請求権の時効消滅が5年であるため、平成23年1月末がその期限となることから、このたび訴えを起こすものです。

その訴えの内容であります。人員基準等に適合していなかった平成17年11月から平成19年4月までのサービス期間に係る介護報酬返還分283万5円及び県が勧告を行った日以降について、支払い済みまで年5歩の割合による金員の支払いを求めるものであり、訴訟に当たりましては、関係市町とともに足並みをそろえて実施をしていく予定としております。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 訴えの提起については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第19、議案第19号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

○町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第19号 南那須地区広域行政事務組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

南那須地区広域行政事務組合では、行財政基盤の強化及び地方分権に対応し得る効率的・効果的な行財政システムへの転換を図り、行財政改革を推進するため、南那須地区広域行政事務組合行財政改革推進本部を設置し、各種の事務事業について見直し、検討を行ってまいりました。

その結果、一般廃棄物処理業の許可及びし尿処理、浄化槽清掃業の許可に関する事務を平成23年4月1日から那珂川町及び那須烏山市で行うとの協議が整いましたので、共同処理する事務から当該事務を削除するため、規約の一部を変更するものであります。変更内容の詳細は参考資料の新旧対照表のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、一部事務組合の規約の変更でありますので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川上要一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更については、原案のとおり決すること
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は13時といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第20、陳情第3号 県営最終処分場建設を前提とする和見行政区
の地域振興に関する陳情書を議題とします。

この件に関しては、9月定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたし、閉会中
の継続審査となっていました。委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長
より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

〔総務企画常任委員長 橋本 操君登壇〕

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 総務企画常任委員会の審査結果について報告をいたします。

平成22年第5回定例会において審査を付託されておりました県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書については、9月8日に委員会を開催し、担当職員の出席を求めて慎重に審査をいたしました。

また、慎重審議を期すために、閉会中の継続審査とし、9月定例会最終日に継続審査の議決をいただき、10月1日には陳情者から意見を聴取し、要望箇所や計画地の現地調査を行い、委員会としての方向づけを決定したところです。

11月11日には当委員会所管事務調査の中で他処分場の施設状況を調査するため、埼玉県寄居町の埼玉県環境整備センターを視察し、11月25日の委員会において最終調整を行い、議長あて報告のとおり決定したところであります。

小口北側地区に不法投棄された産業廃棄物の適正処理についてはさまざまな論議がなされてきたものの、現実には約20年余の期間放置された状態となっています。県と町では、この問題の解決に向けて県営最終処分場の設置によって処分することとし、平成20年2月には、地域住民の安全・安心な暮らしと地域振興を掲げた馬頭最終処分場に関する基本協定を締結しております。

また、地域振興を調査するため議会に設置した地域振興策に関する調査特別委員会からも、本年3月定例会において県営最終処分場での解決と地域振興策についての調査報告がなされております。

本件陳情の趣旨及び理由の中で、行政区住民アンケートの結果をもとに、地域住民の安全・安心な暮らしと和見行政区の地域振興のために、県営最終処分場建設を前提として県及び町の支援を受けるとする苦渋の選択をしたとのこととあります。

本委員会の中でも、最終処分場を受け入れて早急に和見地区の振興を図るべき、地域振興と引きかえに最終処分場は受け入れるべきではないなど、さまざまな意見が出されましたが、和見行政区において自発的にアンケートを行うなど、その結果において皆様が苦渋の選択をしたとのこととあり、その心情を十分に酌量し、本陳情についてはその趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

なお、一刻も早い問題解決と和見地区の生活環境基盤、社会基盤、生産基盤などの整備に力を入れていただくことを県並びに町執行部に要望し、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

以上です。

○議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑に際しまして、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果に対する疑義に限られ、付託事件の内容については提出者に質疑はできないと会議運営規則95条にありますので、よろしくお願いを申し上げます。

これより質疑を行います。

5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） この陳情は、和見地区に行われましたアンケート調査をもとに出されておりますが、委員会ではアンケートの内容についてどのような調査がなされましたか、お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 先ほども申し上げましたように、和見行政区区長さん名で陳情書が出され、その中で総務企画委員会として調査をし、また先進地も視察をしてまいったところでございます。

今までも一般質問等でいろいろと質問があり、委員全員もそれはもろもろ承知しておる結果が出たものと承知しております。

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） ただいまの委員長の答弁ですと、アンケート調査に関しては、その内容について委員会では調査されなかったというふうに判断してよろしいかと思っておりますが、このアンケートのもとに出されている陳情書でありますので、そのアンケートの妥当性、そこに載せられていた意見等を調査するべきであったと思っておりますが、いかがお考えになりますか、お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 私ども総務企画といたしましては、排除されたということは伺ってもおりませんし、陳情書が出たのは和見行政区の総意ではないかと解釈しております。

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） アンケートに関する調査が委員会ですっきりなされていないのに、どうして和見地区の総意であるということが委員会で諮れるのでしょうか。もう一度お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） アンケート調査は和見行政区が自主的に行ったものでありますし、その結果が私ども総務企画常任委員会のほうに提出されたと思っております。

○議長（川上要一君） 8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） アンケート調査の件についてお伺いをいたしますが、この和見行政区から出されたアンケート結果というものが本当に公正であるのかどうかという部分で、このアンケートをとって住民の意思を諮るというようなことは、行政区の中で班長さん、それから組長さんの会議を開いて、そこで決めるということになって、私も組長としてその場に出席をしたわけでありまして。しかしながら、組長さんから複数の反対意見等が出たために、話が進まないということで、組長さんは出てくれというような、そういうことで組長さんが排除をされた。組長さんというのは6人おりましたが、6人とも全部が排除をされたわけです。そういった中で、班長会議という中だけで決定されたことが本当に行政区の意思を諮るアンケートになったのかどうかと、それは非常に疑問だと思っておりますが、その点について、常任委員会ではどのように調査がされたのか、判断されたのかお伺いいたします。

○議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。先ほども申し上げましたが、質問はこの経過、結果について疑義があればということで質問をいただきたいと思っております。

委員長、ありませんか。

そのほかにあれば。

8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） 私の質問に何か間違いがあったのでしょうか。私はそのアンケートの結果が和見行政区の公正な判断が反映されていないのではないか、そのアンケートのとり方に問題があったのではないかと、そういうことを常任委員会で調査がされたのかどうかということをお伺いしたわけで、外れてはいないと思うんですが。

○議長（川上要一君） 質問者に申し上げます。陳情の内容について質疑をよろしく申し上げます。その行政区の中のことは行政区でまとめられて陳情として出ていますので、よろしくお願いを申し上げます。

8番、小林 盛君

○8番（小林 盛君） 和見行政区から出されたその陳情というものは、最終処分場を前提とする地域振興ということになっているわけでありまして、例えば県道の整備とか農地の基盤整備、こういったものは、地権者の協力がなくては到底これは実現は難しいということにな

ります。

処分場を反対している者がいて、そしてその人たちがそれぞれの地権者であるという現実があります。処分場を前提とした場合、こういった処分場に反対している人たちが、これに協力はできないということになったときに、この和見行政区の地域振興というものは到底かなわないということだと思えます。ですから、和見は取り残されてきたと、おくれたと。今までも地域振興が処分場絡みでということが進められようとしたから、地域振興が進まない。ですから、処分場と絡めては、かえってこの地域振興はできないということになると思います。

○議長（川上要一君） 発言の途中でありますが、質疑でありますので、反対という自分の意思の討論は、この討論の場でまたよろしくお願いを申し上げます。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本陳情に対する反対の討論を許します。

5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） 県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書に、反対の立場で討論いたします。

9月の定例議会へ提出されたこの陳情書は、7月に行われた和見地区の地域振興策に関するアンケートを根拠として、最終処分場を前提とした地域振興を求めているものであります。しかしながら、このアンケートには、アンケートをとることに至るまでの過程やアンケートの内容、その回収や集計方法に公正・公平さが欠けており、和見地区住民の真意を反映したものとはなっておりません。

まず、アンケートをとるかどうかについての話し合いの場である班長、組長会議において、組長全員が排除されました。組の代表である組長の意見は全く聞き入れられていません。また、和見地区町民全体に開かれるべき行政区の臨時総会も開かれておりません。よって、この陳情書は和見地区住民の総意であると判断はできません。

その後配付されたアンケートは、処分場建設容認へと誘導されるものになっており、公正・公平で自由な意志に基づいて回答することができないものであります。アンケートは、まず処分場建設用地の取得率が書かれており、和見地区の振興があたかも処分場を前提にし

なければなされないかのような誤解を招くものであります。アンケートの設問の中には、処分場建設を前提に道路や河川、圃場整備、防火水槽など地域の整備を進めることができますが、どうすべきだと考えますかというような設問があり、これなどはまさに処分場を前提にした質問であり、誤解を招くものであります。

さらにアンケートは、世帯主だけを対象としており、組に入っていない世帯はアンケートさえ配布されていません。これでは、公平・公正で正確な和見地区住民の真意を確認することはできません。和見地区の地域振興策は、那珂川町の他の地区と同じに、処分場による迷惑料補助金ではなく一般財源をもとに予算化されるべきであります。

以上、アンケートの無効性と地域振興策は処分場迷惑補助金に頼ることなく、那珂川町全地区において公平・公正に取り扱われるべきということを理由に反対討論といたします。

○議長（川上要一君） 続いて、本陳情に対する賛成討論を許します。

10番、阿久津武之君。

○10番（阿久津武之君） 県営処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情について、賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

皆さん、和見地域を思い浮かべてください。確かに、道路も県道でありながらセンターラインもない、幅狭く、危険地域も数多くあります。また、農地におかれましても、基盤整備、和見行政区内のごく一部が基盤整備はなされているんですが、中へ入れば入るほど基盤整備がおくれていると。これから高齢化になって、大型機械導入といっても、基盤整備がされていない田畑に、果たしてお手伝いをしてくれる人がいるのかなというのを考えますと、和見自体の地域振興をしたいというこの意見は真摯に受けとめるべきであると、私なりに考えております。

また、常任委員会におかれましても、4回の委員会を開き、行政区長さんからの意見も聞き、また先進事例で埼玉県の環境整備センターも見学し、4回の調査研究をした中で結論が出たわけでございます。委員会の審査内容、結果を尊重して、賛成の立場からの意見といたします。

○議長（川上要一君） 本陳情に対する反対討論を許します。

8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） 私は、反対の立場から討論をいたします。

まず、その地域振興であります。先ほども言いましたように、地域振興を図るには、和見地域住民の心が一つにならなければ実現ができないわけであり。そういう中で、処分

場反対の人たちがいる中で、処分場を前提とした地域振興策ということは、地域住民をその振興策という、そういう甘い話で、住民同士を反対している者と賛成する者をつくって、争いを起こさせるというようなことにもなってくるわけです。ですから、これではその地域振興は進まない。処分場を絡めた地域振興というのは、かえってその地域振興をおくらせる結果になるということは、今までの結果から見ても明らかであります。ですから、処分場を絡めないで地域振興を図るということを行政区が要望するべきであったと私は思います。

そういったことから、この案に反対をいたします。

○議長（川上要一君） 続いて、本陳情に対する賛成討論を許します。

6番、大金市美君。

○6番（大金市美君） 私は賛成の立場から意を唱えたいと思います。

旧馬頭町の町会議員になりましてから来春で8年になりますけれども、この問題は初当選当時からたびたび大きな議論に発展してまいりました。

当然、大きな事業をやるというときには、これはもう賛否両論出るのは当然かと思えます。前の機会にもちよっとお話をしたことがあるんですけども、今この社会情勢、町の情勢も含めて非常に経済的にも厳しいものがある。それに対しての、もちろん反対意見もございましてけれども、この那珂川町が将来どのような方向性で生き残っていくかということの1つを考えた場合、やはりこの処分場をきっかけとして、これが起爆剤となって地元、そして那珂川町全体が一つの振興の起爆剤となればという観点から、私は賛成の意を唱えたいと思います。

○議長（川上要一君） 以上で討論を終わります。

益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 私も反対討論したいんですけども、だめですか。

○議長（川上要一君） 益子議員は、総務企画常任委員会に属しております。その委員会の中で採択ということが論議の中で出ました。ですから、会議規則ということもありますが……

〔「討論させてください」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） ということでよろしくお願いを申し上げます。

以上で討論を終わります。

異議がありますので、起立による採決をいたしたいと思えます。

陳情第3号 県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第21、請願第1号 那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書を議題とします。

この件に関しては、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

〔総務企画常任委員長 橋本 操君登壇〕

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 総務企画常任委員会の審査結果についてご報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりました那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書については、12月7日に委員会を開催し、請願者代表者並びに紹介議員の出席を求めて、意見を聴取し、請願内容の審査を行いました。

審査の中では、請願代表者や紹介議員からは、「処分場建設と地域振興策は別の問題である」、「和見行政区からの陳情の根拠となった地域振興に関するアンケートは無効とされるべきである」、「和見地区だけが処分場を前提としなければ地域振興策ができないのは不公平」などの意見がありました。

なお、請願では、陳情第3号同様、和見地区の地域振興という点では一致しており、地域振興に関する思いは十分理解できることではありますが、陳情第3号において委員会の審査結果を報告しましたとおり、当委員会においては県営最終処分場建設を前提とする和見行政区の地域振興に関する陳情書を採択すべきものと決定したことから、本請願書については、議長あて報告のとおり不採択とするべきものと決定したところです。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） 昨日、この請願に対して、請願者、そして紹介議員である私と小林議員がそこで説明をさせていただきましたが、その中でも、今、委員長の報告に出ておりました処分場と和見の地域振興策は別の問題であるというこの意見に関して、委員会ではどのような考えに至ったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（川上要一君） 委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 請願では、一般財源により地域振興を図りたいとのことですが、生活環境基盤、社会基盤、生産基盤などを整備していく上で、厳しい財政事情の中で町一般財源のみでの地域振興は困難であり、国・県による支援事業や補助金の活用は不可欠と考えます。

また、地域住民は一刻も早い地域振興や基盤の整備を望んでいるところであり、苦渋の選択の中で、処分場問題の早期解決と県と町の基本協定の中で表記されている地域支援を受けて、早急に取り組んでいきたいとの考えであります。

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） ただいまの委員長の答弁では、私の質問に明確に答えられていないと思いますが、委員会としては、処分場と和見の地域振興策は別の問題ではなく、セットであるというお考えというふうに判断してよろしいのかなというふうに思いますが、他の地区と同様の財源で、どうして和見地区だけ基盤整備、そして県道の整備、さまざまな地域振興策ができないのでしょうか。その理由はいかがなことでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（川上要一君） 総務企画常任委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 和見地区は、他の地区と比べて地域の振興がおくれているということであり、和見地区住民からも早急に振興を図ってほしいとの意向もあります。

地域振興を図ることが必要なことは、地域住民も町も議会も理解しているところですが、町の財源だけで和見地区の振興を図ることは到底困難なことと考えます。当然に、国や県の支援を受けなければ、質問にありましたように処分場の関係ない支援による地域振興を考えた場合、いつかは実施できるというように考えますが、いつになるかという、思っているような地域の振興が図れるのか、要望にこたえられる支援はなかなか実現されるものではな

いと考えます。そういった中で、現実的に和見地域から要望のあるように早急な生活環境や生活社会環境、生産基盤などを整備していくためには、優先的に事業の採択や補助金などの支援を受けていかなければなりません。

そのような状況を踏まえた上で、苦渋の選択の中で和見行政区からの陳情では、処分場問題の早期解決と地域支援を受けて早急に取り組んでいきたいとの意向であると考えます。

○議長（川上要一君） 5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） 委員長の答弁は、同じことを繰り返しているだけのよう聞こえますが、和見地区の皆さんから出された請願書は、他の地区が同じようにこの一般財源の予算から、もちろん県道だったら県の補助金、国補助金、そういうものを踏まえて要望してくださいということを言っているんです。ですから、委員長の答弁は、それに合った答弁というふうに思えません。

なぜこの委員会がこういうふうな請願書を不採択というふうにしたのか、私には理解できませんが、不採択にするということは、委員会としては、和見地区は今後一切、処分場ができない限り地域振興策一切をやらないで構わないという考え方なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（川上要一君） 総務企画常任委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） 益子議員は、処分場ができなければ振興はできないのかということですが、そんなことは、総務企画常任委員だれもそんなことは考えておりません。

○議長（川上要一君） 8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） 紹介議員としてきのう呼ばれたときに説明をしたわけですが、行政区として振興策を早急にということをお聞きして、委員長が何度も説明されたようですが、その早急に振興を図るということにおいて、処分場を前提とした場合は必ず実現できないし、おくれますよということを私はその場でも説明したわけなんです、本当にその場合、おくれるのかどうかという、そういうことを検討されたのかお伺いをいたします。

○議長（川上要一君） 質問者と答弁者に申し上げます。先ほども申し上げましたが、審議の過程と結果についての質問、またそれについての答弁をお願いします。

総務企画常任委員長、橋本 操君。

○総務企画常任委員長（橋本 操君） すぐできるのか、できないのかと言われても、これは県が予算をつけることですから、総務常任委員会でどうだこうだということは言えませ

ん。

○議長（川上要一君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本請願に対する賛成討論を許します。

もう一度申し上げます。

請願に対する委員長の審査報告は不採択であります。よって、討論は先に本請願に対する賛成討論を許します。

5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） 那珂川町和見地区の地域振興策に関する請願書に賛成の立場で討論いたします。

この請願の要旨は、和見地区の地域振興について、その豊かな自然と安心で安全な環境を将来にわたって維持できるような形で実施していただきたいこと。科学的に安全性が立証されていない管理型最終処分場を前提とし、迷惑料補助金を財源とする地域振興策ではなく、他の地区と同様な財源である一般財源をもととし、地域住民が安心できるような地域振興が行われるように、議会に対して尽力してほしいと114名の署名がつけられて請願されたものであります。

わずか数日の間にこれほどの方が、処分場ではない地域振興策を望んでいるという思いを、意思を伝えたくて署名されました。私は、その請願の要旨に賛同し、紹介議員にもなりました。

県道や町道、河川など、社会基盤の整備などの要望はどの地区の住民にもあるように、和見地区においても同様にあります。しかし、他の地区においては順番に、あるいは優先的に進められてきた地域振興策が、なぜ和見地区だけ処分場を受け入れないとできませんということになってしまうのでしょうか。そんな不公平な行政を行ってはなりません。

和見地区の整備が仮におくれているとするならば、町における優先順位として一番に予算をつけるようにすべきであります。限られた町の予算であっても、社会基盤の整備、地域住民の福祉向上のためにさまざまな要望は毎年予算化されているのであります。和見地区だけが、科学的に安全が立証されていない危険な処分場の迷惑料補助金がなければ社会基盤整備等の地域振興策が受けられないなどという、理不尽なことがあってはなりません。

この請願に寄せられた114名のこの切なる和見地区住民の皆さんの思いを酌み取らなくてはなりません。そういう思いをお伝えしたくて、賛成討論といたします。

○議長（川上要一君） 続いて、本請願に対する反対討論を許します。

7番、岩村文郎君。

○7番（岩村文郎君） 確認しておきますけれども、この請願に対しての反対でよろしいんですか。それとも、不採択とした総務常任委員会の結果に対しての賛成、反対。

○議長（川上要一君） 先ほども申し上げましたが、請願に対しての反対討論であります。

○7番（岩村文郎君） はい、わかりました。

私は、この請願に対して反対の立場から討論させていただきます。

先ほどから言われておりますように、処分場とは切り離して地域振興策を考えるべきというふうなご意見をいただいておりますが、請願では、一般財源から地域振興を図るというふうなことであります。

先ほど常任委員長のほうから言われましたように、生活環境の基盤とか社会環境の基盤、道路整備をしていく上で厳しい財政事情の中で、町の一般財源のみでは地域振興はなかなかできないと。国・県による支援、補助金、これを活用することが不可欠ということを言われておりました。全く私も同感であります。また、地域の皆さんは一刻も早くこの振興を望んでいるというふうに考えられます。和見地区ばかりじゃなく、那珂川町全体がそういうことになっているかと思えます。

また、苦渋の選択の中で処分場の問題早期解決、国と県との基本協定、これを重視いたしまして、私は早急にこの問題を振興を進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そういうことで、私はこの請願に対しては反対の討論といたします。

○議長（川上要一君） ほかに討論はありませんか。

本請願に対する賛成討論を許します。

8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） 私は、この請願に賛成の討論を行います。

和見地区の地域振興に関する請願は、よその地区よりもこの和見は振興がおくれていると言われております。県道の整備であったり、集会場の改修であったりとか農地の基盤整備など、よその地区と比較しておくれていると言われております。

しかし、そのよその地区は、処分場とは全然関係なく整備が、振興がされているわけであ

ります。そのよその地区と同じように、処分場の受け入れとは切り離して行ってほしいという、ごくごく当たり前の要望であります。行政の公平さから見ても当然のことだと思います。

そして、先ほどより、早急に和見のこのおこなっている地域振興をとという声があるわけですが、その一方で、処分場を前提としてということであっては、今までと同じように全く進まない。処分場を反対だと言っている地権者から、処分場のためにその土地を譲ってくれとか協力してくれとかということ、これは無理な話であります。ですから、今までと同じように、全く振興が進まないでこのまま行くでしょう。そういうことを私は避けたい。ですから、処分場とは切り離して振興策を要求するべきだと、そう思っておりますし、まさにこの請願は、そういった処分場とは関係なく、和見地域での住民みんなが地域振興をとという願いを一つにして、そして実現が可能になると、そういう請願だと思います。そういったことから、この請願に対しては賛成の立場で討論といたします。

○議長（川上要一君） 続いて、本請願に対する反対討論を許します。

9番、福島泰夫君。

○9番（福島泰夫君） 私は、この請願に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

前出の陳情第3号、これは処分場建設を前提とした和見地区の振興、これを区長さんが代表で出してこられた陳情書かと思えます。これを総務企画常任委員会で慎重に審議され、採択となりました。その件に関しまして、私も賛同いたしております。

そして、本請願第1号、これは処分場に頼らず地域振興、このような相反する請願、陳情であります。

私は、前出の陳情に対しまして採択に賛同いたしております。和見地区がおこなっているのは、私も存じ上げています。非常におこなっている地域、これを早急に整備する、このためには処分場受け入れ、これをやむなしと私は考えております。

ですから、その意味で、総務企画常任委員会での審査結果、これを支持して、私はこの請願に対して反対の立場から私の意見を述べて討論といたしたいと思えます。

○議長（川上要一君） ほかに討論はないようですので、討論を終わります。

異議がございますので、起立による採決をいたします。

請願第1号 那珂川町和見地区の地域振興に関する請願書に対する委員長の報告は不採択であります。

採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（川上要一君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第22、陳情第5 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を議題とします。

この件に関しては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大金市美君。

〔教育民生常任委員長 大金市美君登壇〕

○教育民生常任委員長（大金市美君） それでは、教育民生常任委員会審査結果について報告をいたします。

今期定例会において審査を付託されておりました、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書については、12月7日に委員会を開催し、担当職員の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

陳情趣旨によると、長寿世界一を誇る我が国の医療は、長年、医療機関関係者の努力の中で支えられてきたが、長寿、高齢化社会の進行や医療技術の進歩、安全・安心な医療の高まりの中で長時間労働、過密労働など、医療現場に携わる労働者の労働条件が年々過酷になってきており、安全で行き届いた医療・介護を図るためにも、関係者の人員増員と夜勤の改善が必要とのことです。

今後、ますます少子・高齢化の進行が予測される中で、とりわけ地域医療は重要な役割を果たしていくものと考えられます。

南那須地区にも地域医療の中核を担う那須南病院がありますが、最近、看護師等の人員不足により療養病棟が休止に追い込まれるなど、重大な事態が発生しています。那須南病院を初めとする地域の医療機関は、住民が安全で安心な暮らしをしていく上でも今後もより重要な役割を果たしていくものと考えられます。私たちの生命を守り、豊かな老後を支えていくためにも、医療制度の改善と安全で行き届いた医療、看護、介護の拡充を図るための医療現場の改善が必要と考えます。

以上のことから、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定しました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第5号 大幅増員と夜勤改善で安心・安全の医療・介護を求める陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第23、陳情第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）参加断固阻止に関する陳情書を議題とします。

この件に関しては、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿久津武之君。

〔産業建設常任委員長 阿久津武之君登壇〕

○産業建設常任委員長（阿久津武之君） 産業建設常任委員会の審査結果について報告いたし

ます。

今期定例会において審査を付託されておりました環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）参加断固阻止に関する陳情書について、12月7日、委員会を開催し、関係職員の出席を求めて、慎重に審査いたしました。

陳情趣旨によると、政府は原則すべての関税撤廃を目指し、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加・不参加の判断を先送りにしたものの、関係国との協議を開始するとしており、ＴＰＰ交渉への参加により、国境措置を撤廃した場合には、我が国の農業は壊滅的な打撃を受け、農業政策の根幹を揺るがしかねないとのことであり、同協定への交渉参加を阻止するために断固反対の意思を表明願いたいとのことであります。

農林水産省の試算によると、ＴＰＰにより関税が撤廃された場合の国内農業への影響は、農業生産高で4兆1,000億円の減少、生産規模は半減し、食料自給率は約12%程度まで下降するとしております。また、国内総生産の減少、就業機会の喪失、国土保全など、多面にわたり多大な影響を及ぼすものとしております。

農林業は、当町においては基幹産業として、豊かな自然環境の保全と住民生活の安定に寄与してきたところであり、地域経済の安定と安全で安心な食の提供の面からも政府のＴＰＰ交渉への参加を認めることは断じてできないことであり、同協定への交渉参加を阻止するために、断固反対の意思を当町議会として示す必要があると考えます。

以上のことから、本陳情についてはその趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第6号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）参加断固阻止に関する陳情書に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎陳情第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第24、陳情第7号 T P P交渉参加断固反対に関する陳情を議題とします。

この件に関しては、今期定例会において産業建設常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、産業建設常任委員長より審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿久津武之君。

〔産業建設常任委員長 阿久津武之君登壇〕

○産業建設常任委員長（阿久津武之君） 産業建設常任委員会の審査結果について報告いたします。

今期定例会において審査を付託されておりましたT P P交渉参加断固反対に関する陳情については、12月7日に委員会を開催し、関係職員の出席を求めて慎重に審査いたしました。

陳情内容は先ほど審議いただきました陳情第6号と同様であり、T P P協定への交渉参加を阻止するために断固反対の意思を表明願いたいとのことであります。

以上のことから、本陳情についてはその趣旨を理解し、その必要性を認め、陳情第6号同様、採択すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（川上要一君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第7号 TPP交渉参加断固反対に関する陳情に対する委員長の報告は採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 日程第25、発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

12番、鈴木和江さん。

〔12番 鈴木和江君登壇〕

○12番（鈴木和江君） ただいま提案になりました発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

既に皆様もご承知のとおり、平成元年に小口北沢に産業廃棄物が不法投棄され、平成2年の発覚以来、20年目を迎えております。

この間、県や町、そして地元の方々がこの問題を解決するための手段である県営最終処分場の建設をめぐり、さまざまな議論や取り組みがなされてまいりました。

町は、合併後の総合振興計画の中で、県営最終処分場の建設により問題の解決を図るとし、建設を促進するとともに、平成20年2月に県と馬頭最終処分場に関する基本協定を締結いたしました。

事業主体である県も、これを受け、産業廃棄物処理法に基づく施設設置の許可申請を出すなど取り組みを進めておりますが、建設用地取得率が66.1%と、この数字でわかるように一向に進展しておらず、依然として不法投棄された産業廃棄物は放置されたままであります。不法投棄が発覚した平成2年に生まれた子供たちは、今や立派な成人になります。現在の状況では、次世代を担う彼らにこの問題を引き継ぐことにもなりかねません。これ以上、この問題を先送りすることは容認されるべきものではないと考えます。

また、地元である和見行政区においても、一刻も早い地域振興と地域住民の安全で安心な暮らしを守るため、放置されている産業廃棄物を処理するための県営最終処分場建設を受け入れる苦渋の決断をされました。

我々議会としても、県営最終処分場の建設について態度を明らかにすべき時期に来ていると考えます。

地域住民や関係者と信頼関係を構築し、県営最終処分場の建設を促進するとともに、今後、二度とこのような問題が起こらないよう、県の支援によって地域の振興と環境と共生するまちづくりを推し進め、安全・安心な町であることをアピールすべきと考えます。

以上のことから、今般、県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について議案を提出するものであります。

議員各位のご賛同を賜り、議決くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨の説明いたします。

○議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（川上要一君） 以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

2番、益子輝夫君。

○2番（益子輝夫君） 私は、今の提案に反対する立場で討論させていただきます。

一番大事なことは、この産廃処分場ができることによって、やっぱり町が必ず、あの町は産廃処分場の町だということになると思います。それによる風評被害といいますか、農産物を初めいろいろな作物を売する場合、あそこは、那珂川町は産廃処分場があるんだよねということになると思います。そういうことを非常に危惧しています。

それと、私も総務企画常任委員の一人でありますので、埼玉県の寄居町ですか、行って見てきました。科学的なあれがやられているんですが、本当に安全かといったら、私は逆に疑問を持ったんですが、やっぱりガス抜きというのをやらなきゃならないんです。そのために筒があっちこっちにあるわけですよ。

それともう一つは、雨が降った場合、広大な面積の場合、物すごい量になるわけですよ。本当に集中的に今、雨が降りますから、そういうことが起きた場合、本当にプールにため切るかといったら、そういうんじゃなくて、バルブを締めるんだというような話をしていました。非常に、そういう点では危険性もあると。

それで、震度6には耐えるが、それ以上には耐えられないという状況です。

それと、やっぱり今の法令では、今のごみの処分場の下につけるプールはさらに大きいものをつくらなきゃならないということを説明していました。

そういう点で、やっぱり本当にこれを、処分場が町民の合意を得ているかといったら、決して得ているものじゃないと思います。単に和見地区の問題だけではないし、将来にわたって、やっぱり那珂川町民が背負っていかなきゃならない問題だと思います。単に和見地区だけの問題じゃなくて、町全体に住んでいる町民にかかってくる問題です。ですから、やっぱり公正に、本当にそういう不安とか心配を残さないためにも、やっぱりそういう心配があるものはつくるべきじゃないし、それと地元、和見地区の住民の方々に、何人かの人ですが、定期的に私、入っているいろいろな意見を聞いています。地域振興施策というのは、やっぱり今まで、例えば八雲神社ですか、あそこから小砂へ抜ける道が非常に狭いんですよ。それはもう30年も前から何とかしてくれと言っているというんです、地元の人たちは。ある人はもう亡くなっちゃったですけども。それが、全然、何の手もつけられていない。そういうやっぱり行政の責任というのは大きいと思うんですよ。町だけじゃなくて、あれは県道ですから県の責任でもありますが、その辺をやっぱり本当に真摯に受けとめないで。

それとアンケート調査なんですけど、アンケート調査、賛成した人のあれを聞いたら、やっぱりうちの前の道がよくなるというんで賛成したんだというんです。本当に、そういう地域振興策というか、名前はいいんですけども、そういう点では非常におくれている。決して和見だけじゃないんです。私は大山田上郷なんですけど、もっとひどい状況です、正直言って。国道なんです。国道でありながら軽自動車同士がすれ違えないというようなところが何カ所もあります。

本当に、県も国もですけども、行政の無責任さといいますか、事故が起きなきゃやらないという、そういう姿勢。その辺を改めない限り、やっぱり地域の住民から行政が信頼を得るということではできないと思います。やっぱり現場に行ってみる。最近、町長は現場に行くらしいですけども。そういう点では、前の町長とかなり違うなと私は思っているんですけど、そういう姿勢が大事だと思うんですよ。やっぱり住民の要望にできるだけこたえる、そういう姿勢を示すということがなければ、やっぱりたとえ産廃処分場ができたにしても、何やってるんだということになっちゃうと思うんです。

先日、一般質問でも取り上げましたが、直接は関係ないんですけど、やっぱり行政の姿勢として、町民の意見を聞く、図書館の不正、不祥事件につきましても、そういう考え方が徹底していないところから生まれるものだと思います。

そういう点で、やっぱり孫子の代、ずっと不安を残すようなことはやるべきじゃないし、本当につくるというんだったら、住民投票かなんかをやって決めるべきだというふうに私は思います。議会だけで勝手に決めるんじゃなくて、住民の意思をやっぱり尊重して、住民投票を行うとか、そういうことをやって決めるべきだというふうに私は考えますので、今のあれには反対します。

以上です。

○議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

4番、鈴木雅仁君。

○4番（鈴木雅仁君） 私は、県営最終処分場建設及び地域振興策の促進に関する決議につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

私は、総務企画常任委員会の副委員長として今回、この問題に携わらせていただきました。陳情にもありました和見行政区の現地視察、そして行政調査と真剣に取り組んできたつもりであります。

先日行われました委員会での行政調査では、埼玉県の寄居町にある管理型最終処分場を視

察してまいりました。これまでも多くの町民の皆様が訪問されている県営の埼玉県環境整備センターのことです。

埋め立ては現在も続いておりますが、処分場に隣接して民家もあり、埋め立てが完了した場所は、多くの皆さんが集える緑地公園に生まれ変わっていました。何より驚いたのは、この施設敷地内に、環境にかかわる多くの企業が誘致されて、そして、たくさんの雇用が生まれていることでした。そしてまた、間もなく操業が開始されるであろう大手自動車メーカーの巨大な工場も、この施設からほんの数分の隣接地に進出しております。この企業誘致には、埼玉県の特段の取り計らいがあったという話も聞き及んでいます。

このように、ここにはまぎれもない現実の世界があるんです。これらのことから、この寄居町には地域住民の皆さんと県、そして町との揺るぎない安全・安心の信頼があろうことは想像にかたくありません。

皆さんにはいろいろなご意見があるのは承知しています。また、この埼玉県環境整備センターだけがすべてとは申しません。しかし、同じ県営施設として一つのあるべき方向性を示しているということは疑いようがありません。

不法投棄が発覚して20年、膨大な時間が費えてしまいました。当町に捨てられた不法投棄物を適正に処理する手段として、この埼玉県を手本に関係者の相互信頼のもと、県営最終処分場の建設促進により、町の抱える諸問題の解決を図るべきだと私は考えます。

ご存じのように、県と町執行部は既に処分場建設を推進しており、今回、地元の行政区も苦渋の決断をされ、このたびの陳情に至ったものと思います。残るは私たち議会だけとなりました。

私たちはよく、町執行部に対し、雇用確保のために企業誘致を図るように求めています。当町のような地域では思うように進まないのが現実であります。こうした現状を打破し、地域の振興、雇用の確保、人口流出の防止などさまざまな観点からもう一度この問題を見つめ直し、新たな那珂川町の歴史を切り開くため、そしてよりよい地域振興が図られるように今こそ決断を下すべきだと考えます。

私は、ここで生まれ、ここで育ち、ここで生涯を閉じることになるかと思えます。この愛する郷土のために、そして私たち若い世代、もちろん私たちの後を担う方たちのためにも、この問題をこれ以上先送りすることは許されません。最終処分場建設推進の意思をはっきりと示して、問題解決への道筋をつけ、町が進める環境と共生するまちづくりの実現に取り組もうではありませんか。

議員各位におかれましては、今申し述べました意見にご理解をいただき、本議決案に賛成されますようお願いを申し上げ、私からの賛成討論を終わりにいたします。

○議長（川上要一君） 次に、本案に対する反対討論を許します。

5番、益子明美さん。

○5番（益子明美君） 発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について、反対の立場で討論いたします。

北沢地区へ不法投棄された産業廃棄物の処理問題については、馬頭町時代に小口、小砂、和見地区住民の7割以上にも及ぶ処分場反対の陳情も取り上げられず、適正処理を検討した北沢不法投棄物検討委員会の答申で、不法投棄物は処分場で処理すべきではないという意見が多数であったことも受け入れられず、ことごとく住民の意思をないがしろにしてきた経緯があります。

そればかりか、安全性が科学的に立証されていない管理型最終処分場で解決することを町は選択し、本来行わなければならない法律に基づき不法投棄物を片づけるよう特措法の申請も行っていません。

北沢の不法投棄問題は、犯罪です。不法投棄者、産業廃棄物排出事業者、土地の所有者に、現状を回復しなさい、片づけなさいという措置命令を県は一度たりとも出していません。不法投棄をして、そのままでいいということは決してありません。町は、なぜ県に特措法を適用して不法投棄物を片づけてくださいと言わないのでしょうか。我々那珂川町民は、不法投棄物の被害者であります。その上に、安心で安全な生活を脅かされる処分場を押しつけられなければならないのか、そんな理不尽なことはありません。地域住民を初め多くの町民が反対しています。それゆえ、現在も多くの地権者の反対に遭い、処分場に土地が売られていないのです。

さらに、町と県は、地域振興という言葉で地域住民を苦しめ、地区住民同士を争いに巻き込むという手段をとっています。本来、住民の安心で安全な生活を守り住民の福祉向上に努めなければならない行政が、なぜ住民の意思を尊重しない、住民同士を争われ、苦しめるような行動に出るのでしょうか。

処分場設置許可はまだおりていません。小口、小砂、和見地区住民の合意もありません。そのような状況の中、住民の意思を尊重すべき議会が処分場促進の決議などしてはなりません。真に那珂川町民の安心で安全な生活を確保するために、貴重な自然を将来の子供たちに引き継ぐために、処分場の補助金で町の財政運営をしていくなどという自主自立のできない

行政運営をしないために、処分場と中間処理場の町にならないために、心からこの決議に反対いたします。

私の声は住民の声、そして未来を担う子供たちの声でもあります。どうぞこのことを議員各位においても酌み取っていただけますようお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（川上要一君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

6番、大金市美君。

○6番（大金市美君） 私は、県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

町は、平成20年2月、県庁において、当町議員13人の立ち会いのもと、前川崎町長と福田知事が馬頭最終処分場に関する基本協定書の調印を行いました。その基本協定の第4条に、県は処分場受け入れを契機とした、町が行う環境と共生するまちづくりに最大限の支援を行うと明記されております。これを受けて、平成21年10月の第6回地域振興策に関する調査特別委員会の席上、町から地域振興策の具現化に向けた取り組み方針とする、那珂川町版グリーンニューディール政策の説明を受けました。

この骨子は、1つ、信頼を構築し、県営最終処分場建設を推進する。2つ、森林の荒廃と農地の遊休化を防ぐ。3つ、水質保全と快適な生活環境を実現する。4つ、新たな産業を興し、循環型社会を構築するという内容の4つの政策であります。

ぜひ、処分場建設を前提とした県からの支援を地域の活性化や循環型社会を取り入れた環境のまちづくりに活用し、ひいては雇用の創出に貢献できればと希望しております。

私は、地域の活性化を図るには、第一に信頼の構築であり、処分場建設を促進する上での重要なポイントは地区と行政の信頼関係であると考えております。

和見行政区では、処分場建設を前提とした地域振興に関するアンケート調査を実施した結果、地域振興策の必要性を感じるという方が約83%に達したとのことで、この結果を受けて、自分たちの住む地域をよりよくしようと住民が一丸となって、今回の議会の陳情や町への要望に至ったと聞いております。

今後、協議会を設置し、振興策の内容について部会で協議する予定であると聞いておりますので、和見行政区の皆さんの長年の夢を実現させるためにも、住民、行政、議会が三位一体となり、力強く前進することが必要であると考えております。

さらに、まちづくりの三大重点プロジェクトである「環境と共生するまちづくり」の実現に向けた県の最大限の支援による地域振興策が、さらなる町の発展に寄与するものと確信し

ております。

議会としても、県営最終処分場の建設促進について明確な意思を示すべき時期と考えております。議員の皆様におかれましては、ただいま上げた意見をご理解いただき、本決議案に賛成されますよう心からお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（川上要一君） 次に、反対討論を許します。

8番、小林 盛君。

○8番（小林 盛君） 私は、反対の立場で討論を行います。

今、町や県が進めるこの産廃処分場の計画というものは、20年前に不法投棄された産業廃棄物を適正に処理する手段だと、そういうことになっておりますが、本当にそうでしょうか。これは、問題をすりかえているにすぎないと思います。

不法投棄された産廃、不法投棄は犯罪であるということは法律で定められておるとおりであります。つまり、犯罪行為によってもたらされたこの那珂川町に対する不法投棄を解決するのに、法律が全く置き去りにされて、産廃処分場の受け入れと、あるいはそこに振興策なるものまでついてきて、これではその法律の言う不法投棄者等に措置命令をかけて、費用の負担をかけなさいという罰則であるとか、新たな不法投棄を未然に防止するという、法律の本来の目的がまるで取り残されてしまう。間違った方向に進んでいると言わざるを得ません。

確かに不法投棄された20年前は、法律による解決ができないという時期がありました。それは、法律の整備がされていなかった、罰則がついていなかったというような時期がありましたが、平成15年に産廃特措法、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法という法律が制定されました。

その法律の中で、平成9年以前の不法投棄であって、これは法律による解決ができなかった時期のその不法投棄であって、そのごみによって住民の生活に支障を来たす、あるいはその来たすおそれがあるというごみに関しては、すべての事案に対して問題の解決を図ることと法律が制定されました。これは、10年間の時限立法でまだ法律の有効性が残っております。にもかかわらず、町はこの特措法を県に要請することもなく、処分場で解決を図るという県の都合だけを聞き入れて、処分場で解決を図ろうとしてきております。これは、那珂川町民にとって本当に不幸なことであります。

法律によって、国民はだれも平等に同じ法律で守られているはずですが、ですから、那珂川

町、あるいは栃木県だけは特別に処分場をつくって解決するのが実現可能な最善の方法なんであるというような理論を押しつけられても、我々はそれをのむことは到底できません。

法律で解決の道がある限り、法律による解決を図るべきであります。そして、行政というものは、行政法という法律の中ですべて行政行為が行われておるわけでありまして。その行政法の中で、こういった問題に関してはすべて国会で制定した法律に基づいて、つまり根拠となる法律に基づいて問題の解決を図ることが義務づけられているわけです。そこから大きく逸脱するわけでありまして。

ですから、処分場の設置許可申請が出されて、もう間もなく丸3年になります。その3年という間、許可申請が宙に浮いたままです。許可がおりていない。法律の要件を満たせば直ちにおけるはずのその許可がおりていないということは、法律上、不備な点が多々あるということでありまして。このように、法律に違反してまで処分場で問題を解決するというのはいかなるものかと、私はこの決議に反対の立場で討論といたします。

○議長（川上要一君） 次に、賛成討論を許します。

10番、阿久津武之君。

○10番（阿久津武之君） 賛成の立場から討論を行います。

申し上げるまでもなく、県営処分場の建設は、北沢地域の不法投棄物適正処理という当町における長年の課題の解決策として進めているものであります。地域住民の皆さんはもとより、県・町にとっても極めて重要な事業であります。これまでに用地の約7割近くが確保されたということではありますが、事業開始から6年半を経過し、また基本協定締結から間もなく3年を迎えようとしているにもかかわらず、工事着工に至っていないというのが事業の現実であります。

不法投棄物を負の遺産として放置するのではなく、不法投棄物を適正に処理し、地域住民の将来にわたる不安を取り除くためにも、県営最終処分場建設が実現可能な最善の方法であることに変わりはなく、建設のおくれは極めて残念なことであります。

一方で、地元行政区からは、議会及び町に対し県営最終処分場建設を前提とする地域振興に関する陳情書や要望書が提出されるなど、処分場建設に対する理解が深まるとともに、早期建設への期待が高まっているものと受けとめております。

地域の振興策を取り入れるとともに、県及び町においては全国のモデルとなる安全で安心な処分場の早期完成と不法投棄物の早期撤去に向け相互の信頼、協力関係を一層強固なものとし、全力を注いでいくことを強く要望するものであります。

とりわけ当町におかれましては、地域住民、行政、議会が一体となり、新たな決意を持って力強く取り組んでいくことが必要であると痛感しております。このためにも、議会として県営最終処分場建設促進について明確に意思表示をすべきものであり、まさに今、そのときを迎えているものと確信しております。

さらに、今後は、決議に基づき処分場の安全・安心の確保や、処分場建設受け入れを契機とする県の支援による地域の振興、並びに環境と共生するまちづくりに積極的に取り組んでいただくことが我々議会としての使命ではないでしょうか。

議員各位におかれましては、本決議案に賛成されますよう心からお願い申し上げ、賛成討論を終わりにいたします。

○議長（川上要一君） ほかに討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

反対討論、賛成討論がありましたので、起立による採決をいたします。

発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（川上要一君） 起立多数と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま発議第1号 県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議が賛成多数で可決されました。

決議文にありますように、小口北沢地区に産業廃棄物が不法投棄され、事件発覚後、20年目を迎えました。これまで不法投棄物の解決に向けてさまざまな議論がなされたものの、依然として放置されたままであります。

この間の議会の動向を顧みますと、旧馬頭町議会では、議会に提出された最終処分場建設反対を唱える請願や陳情に対しては不採択として、一貫して町と県とが進めてきました最終処分場建設での解決の立場をとってまいりました。

那珂川町になってから、平成20年2月には不法投棄物の適正処理、地域住民の安心・安全な生活の確保、地域振興などを掲げた馬頭最終処分場に関する基本協定が県と町とで締結されておりますが、多くの議員が締結の場に立ち会い、不法投棄物の早期解決や地域振興策に大いに期待を寄せておりました。

また、議会活動として進めてきた地域振興策に関する調査特別委員会の調査報告をことし

の3月の定例会で行い、町への要望として、不法投棄物は最終処分場での解決を望むこと、一日も早く最終処分場の建設に着手されるよう県に要請すること、地域振興策の内容を明確にすることなどを提言しました。

しかしながら、議会としての明確な意思表示とはなっていなかったことに加え、基本協定締結後、処分場建設が一向に進展していないことから、この際、議会としての意思統一と、今後の活動方針を明確にするため、このたび決議を行ったものでございます。

いろいろな事業を進める中で、疑問の声や反対の声が上がるのはごく自然なことであります。例えば、ただいまの決議に関しても、3名の議員の皆さんが反対の意思を表明をされました。建設計画地であります和見行政区の皆さんは、苦渋の選択として大半の方々が建設受け入れを表明されましたが、依然として反対を唱える方もいることも否めない事実でございます。

しかしながら、最終処分場建設問題は県の関係機関、町執行部、議会、地域住民が一体となって早期解決しなければならない重要な課題であると考えます。ただいま決議したとおり、町議会としては、最終処分場の建設促進と地域住民の方々の生活に即した振興策を推進していく所存でありますので、執行部並びに町民の方々にはご理解とご協力をお願いを申し上げます。

ただいまの議会の決議に対しまして、執行部の考えがあれば、発言を許したいと思います。
町長。

○町長（大金伊一君） 議長の配慮をいただきましたので、一言申し上げたいと思います。

ただいま県営最終処分場建設及び地域振興の促進に関する決議が可決されましたことは、まことにありがたく、感謝申し上げます。

最終処分場の建設につきましては、北沢地区の不法投棄物の処分、そして喫緊の社会課題であります環境保全のための廃棄物処分対策として、県営による管理型の処分場を受け入れたわけであります。

むろん、この建設には不安の声もあることは十分承知しておりますが、本日の決議を受けまして、町といたしましても早期の問題解決とあわせて、地域振興に関しても地元や県と十分調整しながら積極的に推進してまいる所存であります。

今後とも、議員各位のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

大変ありがとうございました。

○議長（川上要一君） ここで休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時48分

○議長（川上要一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（川上要一君） ただいま教育民生常任委員長から、発委第1号 人員増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（川上要一君） 追加日程第1、発委第1号 人員増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることとします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長、大金市美君。

〔教育民生常任委員長 大金市美君登壇〕

○教育民生常任委員長（大金市美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第1号
人員増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出について、提案の
趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました大幅増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める
陳情書に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（川上要一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 人員増員と夜勤改善で、安全・安心の医療・介護を求める意見書の提出につ
いては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川上要一君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川上要一君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしま
した。

会議を閉じます。

これにて、平成22年第7回那珂川町議会定例会を閉会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時51分